○総務省令第二十一号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の三第二項、第二十一条の九第一項及び第二十一条の十六の三第一項並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十一条第三項、第十二条第二項、第二十九条第二項、第三十三条及び別表第一㈥項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三項を第八項とし、第二項の次に次の五項を加える。

3　令別表第一㈥項ロ⑴の総務省令で定める区分は、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）第一条第一項第三号から第五号までに掲げる区分とする。

4　令別表第一㈥項ロ⑴の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　令別表第一㈥項ロ⑴に規定する避難が困難な要介護者（次号において「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（同項イに掲げるものを除く。）

二　避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（同項イに掲げるものを除く。）

5　令別表第一㈥項ロ⑸の総務省令で定める区分は、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）第二条第四号から第六号までに掲げる区分とする。

6　令別表第一㈥項ハ⑴の総務省令で定めるものは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（同項イ及びロ⑴に掲げるものを除く。）とする。

7　令別表第一㈥項ハ⑶の総務省令で定めるものは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は

業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（同項ロに掲げるものを除く。）とする。

第六条第一項中「第五条第三項第二号」を「第五条第八項第二号」に、「第五条第三項第一号」を「第五条第八項第一号」に改める。

第十条中「第五条第三項第二号」を「第五条第八項第二号」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（一人で操作することができる屋内消火栓設備の基準）

第十一条の二　令第十一条第三項第二号イ(3)及びロ(3)の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号）第二条第五号に規定する消防用保形ホースであること。

二　延長及び格納の操作が容易にできるものとして消防庁長官が定める基準に適合するように収納されていること。

第十二条第一項中「第十一条第三項第二号イからホまで」を「第十一条第三項第二号イ又はロ」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一　屋内消火栓の開閉弁は、床面からの高さが一・五メートル以下の位置又は天井に設けること。ただし、当該開閉弁を天井に設ける場合にあつては、当該開閉弁は自動式のものとすること。

第十二条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具は、消防庁長官が定める基準に適合するものとすること。

第十二条第一項第二号中「次号ロ」の下に「又はハ(イ)」を加え、同項第三号中「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、同号に次のように加える。

ハ　屋内消火栓の開閉弁を天井に設ける場合にあつては、次の(イ)及び(ロ)に適合するものとすること。この場合において、ロの規定は適用しない。

(イ)　屋内消火栓箱の直近の箇所には、取付け位置から十メートル離れたところで、かつ、床面からの高さが一・五メートルの位置から容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

(ロ)　消防用ホースを降下させるための装置の上部には、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿つて十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

第十二条第一項第六号イ及び第七号ホ中「屋内消火栓の」を「屋内消火栓設備の」に改め、同号ヘ(ロ)中「延長及び格納の操作が容易にできるように収納されていること」を「前条各号の基準に適合するように設けること」に改め、同条第二項中「第十一条第三項第二号イからホまで」を「第十一条第三項第二号イ」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十二条に次の一項を加える。

3　令第十一条第三項第二号ロに規定する屋内消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、第一項（第六号ヘ並びに第七号ハ(イ)及びヘを除く。）及び前項（第二号から第五号までを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一　主配管のうち、立上り管は、管の呼びで四十ミリメートル以上のものとすること。

二　ポンプを用いる加圧送水装置のポンプの吐出量は、屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（設置個数が二を超えるときは、二とする。）に九十リットル毎分を乗じて得た量以上の量とすること。

第十三条の六第三項第三号中「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、同号に次のように加える。

ハ　補助散水栓の開閉弁を天井に設ける場合にあつては、次の(イ)及び(ロ)に適合するものとすること。この場合において、ロの規定は適用しない。

(イ)　補助散水栓箱の直近の箇所には、取付け位置から十メートル離れたところで、かつ、床面からの高さが一・五メートルの位置から容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

(ロ)　消防用ホースを降下させるための装置の上部には、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿つて十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

第十三条の六第三項第五号中「に設けること」を「又は天井に設けること。ただし、当該開閉弁を天井に設ける場合にあつては、当該開閉弁は自動式のものとすること」に改め、同項第六号中「延長及び格納の操作が容易にできるよう収納されていること」を「第十一条の二各号の基準に適合するように設けること」に改め、同項第七号中「補助散水栓」の下に「及び放水に必要な器具」を加える。

第十四条第一項第十一号中「第十二条第二項第四号、第五号若しくは第六号ロ」を「第十二条第二項第三号、第四号若しくは第五号ロ」に改める。

第十八条第四項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　移動式の泡消火設備の消防用ホースは、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

第二十二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　屋外消火栓設備の放水用器具は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

第二十二条第十号ニ中「屋外消火栓」を「屋外消火栓設備」に改める。

第二十四条の三第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同項第五号中「設ける漏電火災警報器は、遮断機構を有するものとし、遮断機構の部分は、」を「漏電火災警報器を設ける場合にあつては、その作動と連動して電流の遮断を行う装置を」に改め、同項を同条とする。

第三十一条第六号ロ中「二本以上とすること」を「二本以上とするほか、消防庁長官の定める基準に適合するものであること」に改める。

第三十一条の二の二第一号中「百五十メガヘルツ帯又は消防長若しくは」を「消防隊相互の無線連絡が容易に行われるものとして消防長又は」に改める。

第三十四条の四中「第三十七条第七号の二」を「第三十七条第五号」に改める。

別表第二中消防用ホース及び結合金具の項を削り、漏電火災警報器の項を次のように改める。

住宅用防災警報器	完成品	七個	二十個
	電源変圧器	三個	

別表第二備考中「漏電火災警報器の変流器若しくは受信機」を「住宅用防災警報器」に改める。

別表第三中「漏電火災警報器の変流器又は受信機」を削り、消防用ホース及び結合金具の項を削り、同表中「

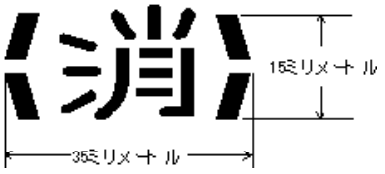
流水検知装置 一斉開放弁

」を「

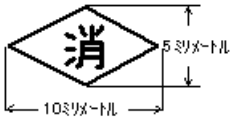
流水検知装置 一斉開放弁 住宅用防災警報器

」に改める。

別表第四中動力消防ポンプの項の次に次のように加える。

消防用ホース	

別表第四中消防用吸管の項の次に次のように加える。

結合金具	
エアゾール式簡易消火具	
漏電火災警報器の変流器又は受信機	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十一条の次に一条を加える改正規定、第十二条、第十三条の六第三項、第十四条第一項、第十八条第四項、第二十二条及び第三十一条の改正規定並びに附則第二条第一項の規定　平成二十五年十月一日

二　第五条、第六条第一項及び第十条の改正規定　平成二十七年四月一日

（経過措置）

第二条　附則第一条第一号の規定の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分又は平成二十六年三月三十一日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する防火対象物若しくはその部分における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備及び連結送水管のうち、改正後の消防法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十一条の二、第十二条、第十三条の六、第十八条、第二十二条及び第三十一条の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における漏電火災警報器のうち、新規則第二十四条の三の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における無線通信補助設備のうち、新規則第三十一条の二の二の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、平成二十八年五月三十一日又は施行の日から起算して二年二月を超えない範囲内において消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）若しくは消防署長が定める日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

（石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部改正）

第三条　石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号ハ中「第三十七条第一項第四号」を「第四十一条第二号」に改め、同条第三項第一号ハ中「第三十七条第一項第六号」を「第四十一条第四号」に改める。

消防法施行規則の一部を改正する省令案　新旧対照表

目　次

○　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）……1
○　石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）（附則第三条関係）……20

○　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（防火対象物の用途の指定） 第五条　（略） ２　（略） ３　令別表第一(六)項ロ(1)の総務省令で定める区分は、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）第一条第一項第三号から第五号までに掲げる区分とする。 ４　令別表第一(六)項ロ(1)の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 一　令別表第一(六)項ロ(1)に規定する避難が困難な要介護者（次号において「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（同項イに掲げるものを除く。） 二　避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（同項イに掲げるものを除く。）	（防火対象物の用途の指定） 第五条　（略） ２　（略）

5　令別表第一(六)項ロ(5)の総務省令で定める区分は、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）第二条第四号から第六号までに掲げる区分とする。

6　令別表第一(六)項ハ(1)の総務省令で定めるものは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（同項イ及びロ(1)に掲げるものを除く。）とする。

7　令別表第一(六)項ハ(3)の総務省令で定めるものは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（同項ロに掲げるものを除く。）とする。

8　（略）

（大型消火器以外の消火器具の設置）

第六条　令第十条第一項各号に掲げる防火対象物（第五条第八項第二号に掲げる車両を除く。以下この条から第八条までにおいて同じ。）又はその部分には、令別表第二において建築物その他の工作物の消火に適応するものとされる消火器具（大型消火器及び住宅用消火器を除く。以下大型消火器にあつてはこの条から第八条までに、住宅用消火器にあつてはこの条から第十条までにおいて同じ。）を、その能力単位の数値（消火器にあつては消火器の技

3　（略）

（大型消火器以外の消火器具の設置）

第六条　令第十条第一項各号に掲げる防火対象物（第五条第三項第二号に掲げる車両を除く。以下この条から第八条までにおいて同じ。）又はその部分には、令別表第二において建築物その他の工作物の消火に適応するものとされる消火器具（大型消火器及び住宅用消火器を除く。以下大型消火器にあつてはこの条から第八条までに、住宅用消火器にあつてはこの条から第十条までにおいて同じ。）を、その能力単位の数値（消火器にあつては消火器の技

術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）第三条又は第四条に定める方法により測定した能力単位の数値、水バケツにあつては容量八リットル以上のもの三個を一単位として算定した消火能力を示す数値、水槽にあつては容量八リットル以上の消火専用バケツ三個以上を有する容量八十リットル以上のもの一個を一・五単位又は容量八リットル以上の消火専用バケツ六個以上を有する容量百九十リットル以上のもの一個を二・五単位として算定した消火能力を示す数値、乾燥砂にあつてはスコップを有する五十リットル以上のもの一塊を〇・五単位として算定した消火能力を示す数値、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつてはスコップを有する百六十リットル以上のもの一塊を一単位として算定した消火能力を示す数値をいう。以下同じ。）の合計数が、当該防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積を次の表に定める面積で除して得た数（第五条第八項第一号に掲げる舟にあつては、一）以上の数値となるように設けなければならない。

（表略）

2～7　（略）

（車両に係る消火器具に関する基準）

第十条　第五条第八項第二号に掲げる車両に係る消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準は、それぞれ鉄道営業法、軌道法若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令の定めるところに

術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）第三条又は第四条に定める方法により測定した能力単位の数値、水バケツにあつては容量八リットル以上のもの三個を一単位として算定した消火能力を示す数値、水槽にあつては容量八リットル以上の消火専用バケツ三個以上を有する容量八十リットル以上のもの一個を一・五単位又は容量八リットル以上の消火専用バケツ六個以上を有する容量百九十リットル以上のもの一個を二・五単位として算定した消火能力を示す数値、乾燥砂にあつてはスコップを有する五十リットル以上のもの一塊を〇・五単位として算定した消火能力を示す数値、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつてはスコップを有する百六十リットル以上のもの一塊を一単位として算定した消火能力を示す数値をいう。以下同じ。）の合計数が、当該防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積を次の表に定める面積で除して得た数（第五条第八項第一号に掲げる舟にあつては、一）以上の数値となるように設けなければならない。

（表略）

2～7　（略）

（車両に係る消火器具に関する基準）

第十条　第五条第三項第二号に掲げる車両に係る消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準は、それぞれ鉄道営業法、軌道法若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令の定めるところに

よる。

（地下街等に設置することができるハロゲン化物消火器等）

第十一条　（略）

（一人で操作することができる屋内消火栓設備の基準）

第十一条の二　令第十一条第三項第二号イ(3)及びロ(3)の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号）第二条第五号に規定する消防用保形ホースであること。

二　延長及び格納の操作が容易にできるものとして消防庁長官が定める基準に適合するように収納されていること。

（屋内消火栓設備に関する基準の細目）

第十二条　屋内消火栓設備（令第十一条第三項第二号イ又はロに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一　屋内消火栓の開閉弁は、床面からの高さが一・五メートル以下の位置又は天井に設けること。ただし、当該開閉弁を天井に設ける場合にあつては、当該開閉弁は自動式のものとすること

よる。

（地下街等に設置することができるハロゲン化物消火器等）

第十一条　（略）

（屋内消火栓設備に関する基準の細目）

第十二条　屋内消火栓設備（令第十一条第三項第二号イからホまでに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一　屋内消火栓は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ　屋内消火栓の開閉弁は、床面からの高さが一・五メートル以下の位置に設けること。

。

一の二　屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具は、消防庁長官が定める基準に適合するものとすること。

二　加圧送水装置の始動を明示する表示灯は、赤色とし、屋内消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けること。ただし、次号ロ又はハ(イ)の規定により設けた赤色の灯火を点滅させることにより加圧送水装置の始動を表示できる場合は、表示灯を設けないことができる。

三　屋内消火栓設備の設置の標示は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ　屋内消火栓箱には、その表面に「消火栓」と表示すること。

ロ　屋内消火栓箱の上部に、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿つて十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

ハ　屋内消火栓の開閉弁を天井に設ける場合にあつては、次の(イ)及び(ロ)に適合するものとすること。この場合において、ロの規定は適用しない。

(イ)　屋内消火栓箱の直近の箇所には、取付け位置から十メートル離れたところで、かつ、床面からの高さが一・五メートルの位置から容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

ロ　消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

二　加圧送水装置の始動を明示する表示灯は、赤色とし、屋内消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けること。ただし、次号ロ　　の規定により設けた赤色の灯火を点滅させることにより加圧送水装置の始動を表示できる場合は、表示灯を設けないことができる。

三　屋内消火栓設備の設置の標示は、次のイ及びロ　　に定めるところによること。

イ　屋内消火栓箱には、その表面に「消火栓」と表示すること。

ロ　屋内消火栓箱の上部に、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿つて十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

(ロ)　消防用ホースを降下させるための装置の上部には、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿つて十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

三の二～五　（略）

六　配管は、次のイからリまでに定めるところによること。

イ　専用とすること。ただし、屋内消火栓設備の起動装置を操作することにより直ちに他の消火設備の用途に供する配管への送水を遮断することができる等当該屋内消火栓設備の性能に支障を生じない場合においては、この限りでない。

ロ～リ　（略）

七　加圧送水装置は、次のイからチまでに定めるところによること。

イ～ニ　（略）

ホ　加圧送水装置には、当該屋内消火栓設備のノズルの先端における放水圧力が〇・七メガパスカルを超えないための措置を講じること。

ヘ　起動装置は、直接操作できるものであり、かつ、屋内消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けられた操作部（自動火災報知設備のＰ型発信機を含む。）から遠隔操作できるものであること。ただし、直接操作できるもののうち、開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動して起動する方式の

三の二～五　（略）

六　配管は、次のイからリまでに定めるところによること。

イ　専用とすること。ただし、屋内消火栓の　起動装置を操作することにより直ちに他の消火設備の用途に供する配管への送水を遮断することができる等当該屋内消火栓設備の性能に支障を生じない場合においては、この限りでない。

ロ～リ　（略）

七　加圧送水装置は、次のイからチまでに定めるところによること。

イ～ニ　（略）

ホ　加圧送水装置には、当該屋内消火栓の　ノズルの先端における放水圧力が〇・七メガパスカルを超えないための措置を講じること。

ヘ　起動装置は、直接操作できるものであり、かつ、屋内消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けられた操作部（自動火災報知設備のＰ型発信機を含む。）から遠隔操作できるものであること。ただし、直接操作できるもののうち、開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動して起動する方式の

ものであり、かつ、次の(イ)及び(ロ)に適合するものにあつては、この限りでない。

(イ)　ノズルには、容易に開閉できる装置を設けること。

(ロ)　消防用ホースは、前条各号の基準に適合するように設けること。

ト・チ　（略）

八・九　（略）

2　令第十一条第三項第二号イに規定する屋内消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、前項（第六号へ、第七号イ(イ)、ロ(イ)、ハ(イ)及び(ロ)並びにヘを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一　ノズルには、容易に開閉できる装置を設けること。

二　主配管のうち、立上り管は、管の呼びで三十二ミリメートル以上のものとすること。

三　高架水槽を用いる加圧送水装置の落差（水槽の下端からホース接続口までの垂直距離をいう。以下この号において同じ。）は、次の式により求めた値以上の値とすること。

H＝h1＋h2＋25m

Hは、必要な落差（単位　メートル）

h1は、消防用ホースの摩擦損失水頭（単位　メートル）

ものであり、かつ、次の(イ)及び(ロ)に適合するものにあつては、この限りでない。

(イ)　ノズルには、容易に開閉できる装置を設けること。

(ロ)　消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるように収納されていること。

ト・チ　（略）

八・九　（略）

2　令第十一条第三項第二号イからホまでに規定する屋内消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、前項（第六号へ、第七号イ(イ)、ロ(イ)、ハ(イ)及び(ロ)並びにヘを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一　ノズルには、容易に開閉できる装置を設けること。

二　消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるよう収納されていること。

三　主配管のうち、立上り管は、管の呼びで三十二ミリメートル以上のものとすること。

四　高架水槽を用いる加圧送水装置の落差（水槽の下端からホース接続口までの垂直距離をいう。以下この号において同じ。）は、次の式により求めた値以上の値とすること。

H＝h1＋h2＋25m

Hは、必要な落差（単位　メートル）

h1は、消防用ホースの摩擦損失水頭（単位　メートル）

ｈ２は、配管の摩擦損失水頭（単位　メートル）

四　圧力水槽を用いる加圧送水装置の圧力水槽の圧力は、次の式により求めた値以上の値とすること。

Ｐ＝ｐ１＋ｐ２＋ｐ３＋０．２５ＭＰａ

Ｐは、必要な圧力（単位　メガパスカル）

ｐ１は、消防用ホースの摩擦損失水頭圧（単位　メガパスカル）

ｐ２は、配管の摩擦損失水頭圧（単位　メガパスカル）

ｐ３は、落差の換算水頭圧（単位　メガパスカル）

五　ポンプを用いる加圧送水装置は、次に定めるところによること。

イ　ポンプの吐出量は、屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（設置個数が二を超えるときは、二とする。）に七十リットル毎分を乗じて得た量以上の量とすること。

ロ　ポンプの全揚程は、次の式により求めた値以上の値とすること。

Ｈ＝ｈ１＋ｈ２＋ｈ３＋２５ｍ

Ｈは、ポンプの全揚程（単位　メートル）

ｈ１は、消防用ホースの摩擦損失水頭（単位　メートル）

ｈ２は、配管の摩擦損失水頭（単位　メートル）

ｈ３は、落差（単位　メートル）

ｈ２は、配管の摩擦損失水頭（単位　メートル）

五　圧力水槽を用いる加圧送水装置の圧力水槽の圧力は、次の式により求めた値以上の値とすること。

Ｐ＝ｐ１＋ｐ２＋ｐ３＋０．２５ＭＰａ

Ｐは、必要な圧力（単位　メガパスカル）

ｐ１は、消防用ホースの摩擦損失水頭圧（単位　メガパスカル）

ｐ２は、配管の摩擦損失水頭圧（単位　メガパスカル）

ｐ３は、落差の換算水頭圧（単位　メガパスカル）

六　ポンプを用いる加圧送水装置は、次に定めるところによること。

イ　ポンプの吐出量は、屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（設置個数が二を超えるときは、二とする。）に七十リットル毎分を乗じて得た量以上の量とすること。

ロ　ポンプの全揚程は、次の式により求めた値以上の値とすること。

Ｈ＝ｈ１＋ｈ２＋ｈ３＋２５ｍ

Ｈは、ポンプの全揚程（単位　メートル）

ｈ１は、消防用ホースの摩擦損失水頭（単位　メートル）

ｈ２は、配管の摩擦損失水頭（単位　メートル）

ｈ３は、落差（単位　メートル）

六　加圧送水装置は、直接操作により起動できるものであり、かつ、開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動して起動することができるものであること。

3　令第十一条第三項第二号ロに規定する屋内消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、第一項（第六号ヘ並びに第七号ハ(イ)及びヘを除く。）及び前項（第二号から第五号までを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一　主配管のうち、立上り管は、管の呼びで四十ミリメートル以上のものとすること。

二　ポンプを用いる加圧送水装置のポンプの吐出量は、屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（設置個数が二を超えるときは、二とする。）に九十リットル毎分を乗じて得た量以上の量とすること。

（スプリンクラー設備の水源の水量等）

第十三条の六　（略）

2　（略）

3　令第十二条第二項第八号の規定により、補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。

一・二　（略）

三　補助散水栓の設置の表示は、次のイからハまでに定めるとこ

七　加圧送水装置は、直接操作により起動できるものであり、かつ、開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動して起動することができるものであること。

（スプリンクラー設備の水源の水量等）

第十三条の六　（略）

2　（略）

3　令第十二条第二項第八号の規定により、補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。

一・二　（略）

三　補助散水栓の設置の表示は、次のイ及びロに定めるとこ

ろによること。

イ　補助散水栓箱には、その表面に「消火用散水栓」と表示すること。

ロ　補助散水栓の上部には、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿つて十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

ハ　補助散水栓の開閉弁を天井に設ける場合にあつては、次の(イ)及び(ロ)に適合するものとすること。この場合において、ロの規定は適用しない。

(イ)　補助散水栓箱の直近の箇所には、取付け位置から十メートル離れたところで、かつ、床面からの高さが一・五メートルの位置から容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

(ロ)　消防用ホースを降下させるための装置の上部には、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿つて十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

四　ノズルには、容易に開閉できる装置を設けること。

五　補助散水栓の開閉弁は、床面からの高さが一・五メートル以下の位置又は天井に設けること。ただし、当該開閉弁を天井に設ける場合にあつては、当該開閉弁は自動式のものとすること。

ろによること。

イ　補助散水栓箱には、その表面に「消火用散水栓」と表示すること。

ロ　補助散水栓の上部には、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿つて十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

四　ノズルには、容易に開閉できる装置を設けること。

五　補助散水栓の開閉弁は、床面からの高さが一・五メートル以下の位置に設けること

。

六　消防用ホースは、第十一条の二各号の基準に適合するように設けること。

七　補助散水栓及び放水に必要な器具は、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

（スプリンクラー設備に関する基準の細目）

第十四条　スプリンクラー設備（次項に定めるものを除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～十　（略）

十一　加圧送水装置は、第十二条第一項第七号イ(ロ)、ロ(ロ)及び(ハ)、ハ(ハ)から(チ)まで、ニ並びにトの規定の例によるほか、次に定めるところによること。ただし、前条第三項に規定する補助散水栓を設置する場合における加圧送水装置の落差、圧力水槽の圧力又はポンプの全揚程については、イ、ロ若しくはハ(ロ)により求められた値又は第十二条第二項第三号、第四号若しくは第五号ロの規定の例により求められた値のうちいずれか大きい方の値以上の値とすること。

イ～ホ　（略）

十一の二～十三　（略）

2　（略）

（泡消火設備に関する基準の細目）

六　消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるよう収納されていること。

七　補助散水栓　　は、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

（スプリンクラー設備に関する基準の細目）

第十四条　スプリンクラー設備（次項に定めるものを除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～十　（略）

十一　加圧送水装置は、第十二条第一項第七号イ(ロ)、ロ(ロ)及び(ハ)、ハ(ハ)から(チ)まで、ニ並びにトの規定の例によるほか、次に定めるところによること。ただし、前条第三項に規定する補助散水栓を設置する場合における加圧送水装置の落差、圧力水槽の圧力又はポンプの全揚程については、イ、ロ若しくはハ(ロ)により求められた値又は第十二条第二項第四号、第五号若しくは第六号ロの規定の例により求められた値のうちいずれか大きい方の値以上の値とすること。

イ～ホ　（略）

十一の二～十三　（略）

2　（略）

（泡消火設備に関する基準の細目）

第十八条　（略）

２・３　（略）

４　泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一　火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所に設けるものは、固定式のものとすること。

一の二　道路の用に供される部分には、固定式の泡消火設備を設けること。ただし、屋上部分に設けられるものにあつては、この限りでない。

二　防護対象物のうち床面からの高さが五メートルを超える場所に設ける高発泡用泡放出口を用いる泡消火設備は、全域放出方式のものとすること。

三　移動式の泡消火設備に用いる泡消火薬剤は、低発泡のものに限ること。

三の二　移動式の泡消火設備の消防用ホースは、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

四　移動式の泡消火設備の表示は、次に定めるところによること。

イ　泡放射用器具を格納する箱にはその表面に「移動式泡消火設備」と表示すること。

ロ　泡放射用器具を格納する箱の上部には赤色の灯火を設けること。

第十八条　（略）

２・３　（略）

４　泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一　火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所に設けるものは、固定式のものとすること。

一の二　道路の用に供される部分には、固定式の泡消火設備を設けること。ただし、屋上部分に設けられるものにあつては、この限りでない。

二　防護対象物のうち床面からの高さが五メートルを超える場所に設ける高発泡用泡放出口を用いる泡消火設備は、全域放出方式のものとすること。

三　移動式の泡消火設備に用いる泡消火薬剤は、低発泡のものに限ること。

四　移動式の泡消火設備の表示は、次に定めるところによること。

イ　泡放射用器具を格納する箱にはその表面に「移動式泡消火設備」と表示すること。

ロ　泡放射用器具を格納する箱の上部には赤色の灯火を設けること。

五～十六　（略）

（屋外消火栓設備に関する基準の細目）

第二十二条　屋外消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一　屋外消火栓の開閉弁は、地盤面からの高さが一・五メートル以下の位置又は地盤面からの深さが〇・六メートル以内の位置に設けること。なお、地盤面下に設けられる屋外消火栓のホース接続口は、地盤面からの深さが〇・三メートル以内の位置に設けること。

一の二　屋外消火栓設備の放水用器具は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

二　屋外消火栓設備の放水用器具を格納する箱（以下この条において「屋外消火栓箱」という。）は、屋外消火栓からの歩行距離が五メートル以内の箇所に設けること。ただし、屋外消火栓に面する建築物の外壁の見やすい箇所に設けるときは、この限りでない。

三　加圧送水装置の始動を明示する表示灯は、赤色とし、屋外消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けること。

四　屋外消火栓設備の設置の標示は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ　屋外消火栓箱には、その表面に「ホース格納箱」と表示す

五～十六　（略）

（屋外消火栓設備に関する基準の細目）

第二十二条　屋外消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一　屋外消火栓の開閉弁は、地盤面からの高さが一・五メートル以下の位置又は地盤面からの深さが〇・六メートル以内の位置に設けること。なお、地盤面下に設けられる屋外消火栓のホース接続口は、地盤面からの深さが〇・三メートル以内の位置に設けること。

二　屋外消火栓設備の放水用器具を格納する箱（以下この条において「屋外消火栓箱」という。）は、屋外消火栓からの歩行距離が五メートル以内の箇所に設けること。ただし、屋外消火栓に面する建築物の外壁の見やすい箇所に設けるときは、この限りでない。

三　加圧送水装置の始動を明示する表示灯は、赤色とし、屋外消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けること。

四　屋外消火栓設備の設置の標示は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ　屋外消火栓箱には、その表面に「ホース格納箱」と表示す

ること。	ること。
ロ　屋外消火栓には、その直近の見やすい箇所に「消火栓」と表示した標識を設けること。	ロ　屋外消火栓には、その直近の見やすい箇所に「消火栓」と表示した標識を設けること。
五～九　（略）	五～九　（略）
十　（略）	十　（略）
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
ニ　加圧送水装置には、当該屋外消火栓設備のノズルの先端における放水圧力が〇・六メガパスカルを超えないための措置を講じること。	ニ　加圧送水装置には、当該屋外消火栓のノズルの先端における放水圧力が〇・六メガパスカルを超えないための措置を講じること。
ホ　（略）	ホ　（略）
十一・十二　（略）	十一・十二　（略）
（漏電火災警報器に関する基準の細目）	（漏電火災警報器に関する基準の細目）
第二十四条の三　漏電火災警報器の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。	第二十四条の三　警戒電路の定格電流が六十アンペアをこえる電路にあつては一級漏電火災警報器、六十アンペア以下の電路にあつては一級又は二級の漏電火災警報器を設置するものとする。 2　警戒電路が分岐されていて、それぞれの分岐回路の定格電流が六十アンペア以下の場合において、当該分岐回路ごとに二級漏電火災警報器を設置したときは、前項の規定の適用については、当該警戒電路に一級漏電火災警報器を設置したものとみなす。 3　前二項に定めるもののほか、漏電火災警報器の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一　変流器は、警戒電路の定格電流以上の電流値（B種接地線に設けるものにあつては、当該接地線に流れることが予想される電流以上の電流値）を有するものを設けること。

二　変流器は、建築物に電気を供給する屋外の電路（建築構造上屋外の電路に設けることが困難な場合にあつては、電路の引込口に近接した屋内の電路）又はB種接地線で、当該変流器の点検が容易な位置に堅固に取り付けること。

三　音響装置は、次のイ及びロに定めるところにより設けること。

イ　音響装置は、防災センター等に設けること。

ロ　音響装置の音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。

四　検出漏洩電流設定値は、誤報が生じないように当該建築物の警戒電路の状態に応ずる適正な値とすること。

五　可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所に設ける漏電火災警報器は、遮断機構を有するものとし、遮断機構の部分は、これらの場所以外の安全な場所に設けること。

（連結送水管に関する基準の細目）

第三十一条　連結送水管の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一　変流器は、警戒電路の定格電流以上の電流値（B種接地線に設けるものにあつては、当該接地線に流れることが予想される電流以上の電流値）を有するものを設けること。

二　変流器は、建築物に電気を供給する屋外の電路（建築構造上屋外の電路に設けることが困難な場合にあつては、電路の引込口に近接した屋内の電路）又はB種接地線で、当該変流器の点検が容易な位置に堅固に取り付けること。

三　音響装置は、次のイ及びロに定めるところにより設けること。

イ　音響装置は、防災センター等に設けること。

ロ　音響装置の音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。

四　検出漏洩電流設定値は、誤報が生じないように当該建築物の警戒電路の状態に応ずる適正な値とすること。

五　可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所に設ける漏電火災警報器を設ける場合にあつては、その作動と連動して電流の遮断を行う装置をこれらの場所以外の安全な場所に設けること。

（連結送水管に関する基準の細目）

第三十一条　連結送水管の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～五　（略）	一～五　（略）
六　地階を除く階数が十一以上の建築物に設置する連結送水管については、次のイからニまでに定めるところによること。	六　地階を除く階数が十一以上の建築物に設置する連結送水管については、次のイからニまでに定めるところによること。
イ　（略）	イ　（略）
ロ　令第二十九条第二項第四号ハの放水用器具は、長さ二十メートルのホース四本以上及び筒先二本以上とするほか、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。	ロ　令第二十九条第二項第四号ハの放水用器具は、長さ二十メートルのホース四本以上及び筒先二本以上とすること。
ハ　ロに規定する放水用器具を格納した箱は、一の直通階段について階数三以内ごとに、一の放水口から歩行距離五メートル以内で消防隊が有効に消火活動を行なうことができる位置に設けること。	ハ　ロに規定する放水用器具を格納した箱は、一の直通階段について階数三以内ごとに、一の放水口から歩行距離五メートル以内で消防隊が有効に消火活動を行なうことができる位置に設けること。
ニ　ロに規定する放水用器具を格納した箱には、見やすい箇所に標識を設けること。	ニ　ロに規定する放水用器具を格納した箱には、見やすい箇所に標識を設けること。
七～十　（略）	七～十　（略）
（無線通信補助設備に関する基準の細目）	（無線通信補助設備に関する基準の細目）
第三十一条の二の二　無線通信補助設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。	第三十一条の二の二　無線通信補助設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。
一　無線通信補助設備は、漏洩同軸ケーブル、漏洩同軸ケーブルとこれに接続する空中線又は同軸ケーブルとこれに接続する空中線（以下「漏洩同軸ケーブル等」という。）によるものとし、当該漏洩同軸ケーブル等は、消防隊相互の無線連絡が容易に	一　無線通信補助設備は、漏洩同軸ケーブル、漏洩同軸ケーブルとこれに接続する空中線又は同軸ケーブルとこれに接続する空中線（以下「漏洩同軸ケーブル等」という。）によるものとし、当該漏洩同軸ケーブル等は、百五十メガヘルツ帯又は消防長

行われるものとして消防長又は消防署長が指定する周波数帯における電波の伝送又は輻射に適するものとすること。

二～十　（略）

（検定対象機械器具等の範囲から除かれるガス漏れ火災警報設備）

第三十四条の四　令第三十七条第五号の総務省令で定めるガス漏れ火災警報設備は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

別表第二（第三十五条関係）

検定対象機械器具等の種別	見本の種類	見本の数量	
		第一次試験用	第二次試験用
（削除）			
（削除）			

若しくは消防署長が指定する周波数帯における電波の伝送又は輻射に適するものとすること。

二～十　（略）

（検定対象機械器具等の範囲から除かれるガス漏れ火災警報設備）

第三十四条の四　令第三十七条第七号の二の総務省令で定めるガス漏れ火災警報設備は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

別表第二（第三十五条関係）

検定対象機械器具等の種別	見本の種類	見本の数量				
		第一次試験用	第二次試験用			
消防用ホース	完成品	三本	二十本（呼称七十五以上のもの又は濡れホースにあっては十本）			
結合金具	差込式	完成品	三個	二十個		
	差し口	完成品	三個	二十個		
	受け口	完成品	三個	二十個		

		受信機	住宅用防災警報器		
		（略）	完成品	電源変圧器	
		（略）	七個	三個	
		（略）	二十個		

		受信機	漏電火災警報器				
ねじ式			変流器受信機				
差し口	受け口	完成品	完成品	電球	継電器	音響装置	スイッチ	指示電気計
三個	三個	（略）	十個	三個	三個	三個	三個	三個
十個（消防用吸管用のものにあっては、五個）	十個（消防用吸管用のものにあっては、五個）	（略）	二十個					

備考

1・2　（略）

3　火災報知設備の感知器若しくは発信機、中継器、受信機又は住宅用防災警報器については、完成品以外のものは、部分として用いられている場合のみ提出するものとする。

別表第三（第四十条関係）

検定対象機械器具等の種類	表示の様式	
消火器	（略）	
火災報知設備の感知器又は発信機		
中継器		
受信機		
金属製避難はしご		
緩降機	（略）	
（削除）		

		器	
		変圧器	
			三個

備考

1・2　（略）

3　火災報知設備の感知器若しくは発信機、中継器、受信機又は漏電火災警報器の変流器若しくは受信機については、完成品以外のものは、部分として用いられている場合のみ提出するものとする。

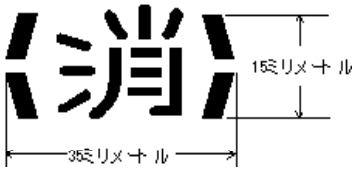
別表第三（第四十条関係）

検定対象機械器具等の種類	表示の様式	
消火器	（略）	
火災報知設備の感知器又は発信機		
中継器		
受信機		
漏電火災警報器の変流器又は受信機		
金属製避難はしご		
緩降機	（略）	
消防用ホース	（略）	

（削除）

（略）	（略）
閉鎖型スプリンクラーヘッド	（略）
流水検知装置	（略）
一斉開放弁	
住宅用防災警報器	

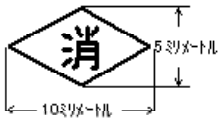
別表第四（第四十四条関係）

自主表示対象機械器具等の種類	表示の様式
動力消防ポンプ	（略）
消防用ホース	
消防用吸管	（略）

結合金具	（略）
（略）	（略）
閉鎖型スプリンクラーヘッド	（略）
流水検知装置	（略）
一斉開放弁	

別表第四（第四十四条関係）

自主表示対象機械器具等の種類	表示の様式
動力消防ポンプ	（略）
消防用吸管	（新規）

結合金具	
	
エアゾール式簡易消火具 漏電火災警報器の変流器又は受信機	
	

（新規）	
	（新規）

○　石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（構造） 第十条　消火栓を有する消防車用屋外給水施設の構造に関する基準は、次の各号（既存事業所に既に設置されていたものにあつては、第一号及び第三号）に掲げる各部分がそれぞれ当該各号に掲げる要件に該当していることとする。 一　消火栓 イ・ロ　（略） ハ　接続口は、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第二号）第三条又は消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第三号）第三条第三項に規定する呼称七十五の寸法の結合金具を有する消防用ホース（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十一条第二号に規定する消防用ホースをいう。以下「ホース」という。）又は消防用吸管に結合することができるものであること。 ニ　（略）	（構造） 第十条　消火栓を有する消防車用屋外給水施設の構造に関する基準は、次の各号（既存事業所に既に設置されていたものにあつては、第一号及び第三号）に掲げる各部分がそれぞれ当該各号に掲げる要件に該当していることとする。 一　消火栓 イ・ロ　（略） ハ　接続口は、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第二号）第三条又は消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第三号）第三条第三項に規定する呼称七十五の寸法の結合金具を有する消防用ホース（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十七条第一項第四号に規定する消防用ホースをいう。以下「ホース」という。）又は消防用吸管に結合することができるものであること。 ニ　（略）

二・三　（略）	二・三　（略）
2　（略）	2　（略）
3　消火栓を有する大容量泡放水砲用屋外給水施設の構造に関する基準は、次の各号に掲げる各部分がそれぞれ当該各号に掲げる要件に該当していることとする。	3　消火栓を有する大容量泡放水砲用屋外給水施設の構造に関する基準は、次の各号に掲げる各部分がそれぞれ当該各号に掲げる要件に該当していることとする。
一　消火栓	一　消火栓
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　接続口は、消防法施行令第四十一条第四号に規定する結合金具（第十九条の二第三項第三号イにおいて「結合金具」という。）を有するホース又は消防用吸管に結合することができるものであること。	ハ　接続口は、消防法施行令第三十七条第一項第六号に規定する結合金具（第十九条の二第三項第三号イにおいて「結合金具」という。）を有するホース又は消防用吸管に結合することができるものであること。
二・三　（略）	二・三　（略）
4　（略）	4　（略）